

令和3年12月22日
四国電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置 (支払期日の再延長) について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

現在、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、電気料金についての特別措置を講じておりますが、このたび、その内容を一部変更することとし、令和3年12月16日、経済産業大臣に申請し、昨日認可を受けましたので、お知らせいたします。

今後の特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象となるお客さま

当社と電気需給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている、もしくは受けようとしている場合で、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま、または、お客さまからの申し出により新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

2. 特別措置の内容

令和2年3月分から令和4年1月分の電気料金の支払期日を原則として、以下のとおり延長いたします。

なお、令和2年3月分は支払義務発生日が令和2年3月19日以降となるものに限ります。

	変更前	変更後
令和2年3月分～令和3年8月分	5ヵ月間延長	5ヵ月間延長 (変更なし)
9月分	4ヵ月間延長	5ヵ月間延長
10月分	3ヵ月間延長	4ヵ月間延長
11月分	2ヵ月間延長	3ヵ月間延長
12月分	1ヵ月間延長	2ヵ月間延長
令和4年1月分	—	1ヵ月間延長

3. 特別措置に関するお問い合わせ先

四国電力カスタマーセンター
TEL. 0120-459-410
電話受付時間 9:00～17:00
※土・日・祝日を除きます。

以 上